

公共下水道事業 受益者負担金

第1、第2負担区における単位負担金額の算定根拠について

- 第1負担区（南海線以西地区：**1㎡あたり98円**）について

受益者負担金の対象事業費は、¥2,746,683,000円（昭和43年当時（見込額））・・・①

①に5分の1（国からの指針による負担率）を掛けて、計画面積で割ります。

第1負担区の計画面積は5,599,000㎡

①×1/5÷5,599,000㎡≒98円 となります。

- 第2負担区のうち、南海線から国道170号線までの事業認可区域（**1㎡あたり330円**）について

受益者負担金の対象事業費は、¥12,663,060,000円（昭和62年当時（見込額））・・・②

②に5分の1（国からの指針による負担率）を掛けて、計画面積で割ります。

第2負担区のうち、南海線から国道170号線までの計画面積は7,460,000㎡

②×1/5÷7,460,000㎡≒339円 となります。

当時の府下の各都市との均衡を勘案し、岸和田市は1㎡あたり330円としました。

- 第2負担区のうち、国道170号線以東の事業認可区域（**1㎡あたり330円**）について

受益者負担金の対象事業費は、¥3,595,805,000円（平成30年当時（見込額））・・・③

③に5分の1（国からの指針による負担率）を掛けて、計画面積で割ります。

国道170号線以東の事業認可区域面積は2,209,300㎡

③×1/5÷2,209,300㎡≒326円 となり、第2負担区の1㎡あたり330円と近似値となります。

よって、負担区の新設ではなく第2負担区の拡大として扱い、1㎡あたり330円としました。